

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険条例（平成17年清須市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに出生した被保険者に係る清須市国民健康保険条例第5条の規定による出生育児一時金の額は、なお従前の例による。

清須市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>第4章 保険給付            (出産育児一時金)  <u>第5条</u> 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第4章 保険給付            (出産育児一時金)  <u>第5条</u> 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する。_____</p> <p>2 略</p>